

委員会の審査から、委員会視察 REPORT

委員会の審査から

議案や皆さんから提出された請願・陳情は、原則として所管の常任委員会等で審査を行います。ここでは、第2回定例会における各委員会での主な審査内容についてお知らせします。

企画総務委員会

「市税条例の一部を改正する条例」

【説明】 地方税法等の一部を改正する法律の施行等に伴い、条例の一部を改正するもの。

主な改正の内容は、平成31年度課税分から適用する固定資産税の課税標準の特例措置について、市の特例割合等を定めるもので、対象となる資産は次の3つの事業用資産等。

①水質汚濁防止法の特定施設に係る特例割合の見直し、適用期限が2年間延長。

②再生可能エネルギー発電設備に係る特例措置の一部見直し、適用期限が2年間延長。

③中小事業者等の設備投資に係る特例措置の新たな創設。生産性向上特別措置法の施行の日から平成33年3月31日までの間に中小事業者等が取得した、市の認定を受けた先端設備等導入計画に記載された一定の機械・装置等について、市の割合をゼロとするもの。

また、その他の主な税制改正は、新築住宅、新築の認定長期優良住宅、耐震改修を行った住宅、バリアフリー改修を行った住宅及び省エネ改修を行った住宅に係る固定資産税の減額措置について、適用期限を平成32年3月31日までに延長するもの。

【主な質疑】

問 水質汚濁防止法の特定施設、再生可能エネルギーの発電設備は本市の中で該当があるのか。中小企業等の設備投資では、事業者にとって有利な税の措置だが、どのように周知するのか。

答 水質汚濁防止法の特定施設とは、具体的には、カドミウム、シアン化合物、有機リン化合物など28項目の有害物質を処理する装置であり、市内に幾つか工場はあるが、現在これに該当する装置等はない。再生可能エネルギー発電設備についても、現在市内に該当する設備はない。生産性向上特別措置法の周知は、基本計画策定後、市のホームページで行うほか、商工業担当課と調整をした上で考えていきたい。

問 生産性向上特別措置法の関係での固定資産税に関しては、対象となる企業の場合は、対象となる企業は、資本の額または出資金の額が1億円以下の法人、もしくは資本または出資を有しない法人の場合には、常時使用する従業員の数が1千人以下の法人、もしくは常時使用する従業員の数が1千人以下の個人、以上の3点となっている。

【結果】 賛成全員で可決

文教厚生委員会

「西東京市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」

【説明】 国が定める放課後児童健全育成事業（学童クラブ）の設備及び運営に関する基準が改正されたことに伴い、本条例の一部を改正するもの。

主な改正の内容は、①学校教諭となる資格を有する者を放課後児童支援員の基礎資格と定めており、教員免許状の更新を受けていない場合の取り扱いを明確にし、有効な教員免許状を取得した者とする。②放課後児童支援員の資格要件を拡大する。

【主な質疑】
問 説明②条例第10条第3項第10号の改正の経緯は。
答 平成29年の地方からの提案において、学童クラブの勤務経験は豊富だが、高校を卒業していないため、支援員となれない者に資格を認めるべきとの意見を受けて、国が基準を改正した。本市の支援員の採用状況は、

現在1名の欠員となっているが、7月1日付採用の募集を行い、3名の申し込みがあった。6月17日に試験を行い、欠員に対して補充していく。

問 平成29年の地方からの提案等に関する対応方針に基づいて国の方針が変わったので、省令が変わり本市の条例改正に至ったかと思うが、本市としては、条例を改正しなければならぬ法的義務があるのか。

答 今回の改正は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準に従うべきものとされており、原則として国の基準に従うべきものであることから改正を提案した。

問 現行の教員の資格を有する者と、教育職員免許法の免許状を有する者との違いは。
答 平成21年度から教員免許更新制が導入され、教員免許の有効期限が定められた。改正前の条文では、教員免許を持っていて、有効期限が過ぎていても該当するの不明確であったが、資格を有する者から免許状を有する者に表現を改正した。支援員が教員免許を持っていることが資格対象となることを定めているため、教員免許の有効期限が過ぎていても、教員免許を持っていていれば資格対象としている。

【結果】 賛成多数で可決

建設環境委員会

「市道路線の認定（5件）について」

【説明】 市道路線5路線は、全て都市計画法に基づき開発行為により設置され、寄附された道路で、新たな市道として道路法第8条第2項の規定に基づき市道路線として認定を行うもの。

【主な質疑】
問 道路を寄附として受ける要件と、それを事業者にどのように伝えるのか。
答 私道の寄附を市道として受ける場合には、市道の路線の認定及び道路の区域変更等に関する規則に定められている路線の認定条件を備えた道路であること、土地の所有権が確保できること

が条件となる。具体的な認定の要件としては、平成30年4月から片側が公道に接していれば寄附を受けることになった。また、道路の幅員が4m以上であること、その他に道路の交会箇所、交差点部分や道路の屈曲部分に適切な隅切りがあることなどとなっている。寄附の条件等の事業者への周知方法は、開発の場合、事前協議の中で事業者が寄附の要件等を含めて説明している。その他一般の寄附は、基本的に市に相談していただいたときに説明している。また、現在は要件を緩和し、市ホームページ等で周知している。

【結果】 賛成多数で可決

委員会視察 REPORT

議会報編集委員会

日程・視察先 6月26日 東京都あきる野市	参加委員数 6人 委員外議員 2人
報告者 議会報編集委員長 田代 伸之	

「議会だよりの編集について」

本市の議会報編集委員会では、市民に身近な議会だよりを目指しており、より良い紙面づくりに資するため、あきる野市の取り組みを視察した。

あきる野市の議会報編集特別委員会では、議会だよりが市民に読まれていないのではとの予断から、平成23年に編集委員3名と職員1名による議会報調査研究グループを立ち上げ、活動をスタート。市民の動向をつかむため、先進自治体の議会だよりと比較し、手にとって見たい冊子につ

いてアンケートを実施したところ、あきる野市議会だよりを視察した市民はわずか4%だった。この結果を踏まえ、「手にとってみたいと思える表紙」「気づきを与える内容」などさまざまな角度から全10回にわたり、議会だよりの内容を見直すための検討を行い、最終的に編集委員会、代表者会議への提案を経て、リニューアルが決定した。

より多くの人に読んでもらうことを目的に、発行号ごとにターゲットを絞った戦略的な特集記事により全世代の読者を獲得。編集委員が取材をすることで、議会と市民との距離を縮める効果を狙った。また、一番伝えたい議案審議や一般質問は、「分かりやすい言葉」や「知らせたいことと知りたいことの差」などに着目し、読み手の立場に立った編集を意識した。こうして議会だよ

りは「ギカイの時間」と名称を改め、平成25年2月1日発行の第70号からリニューアルする。

リニューアル後の平成25年にはマニフェスト大賞を受賞。先進市として多くの視察を受け入れている。今後も「読みやすさ・気軽さ・分かりやすさ」のコンセプトを継続しつつ、4年に1回の見直しを行い、手にとってもらえる議会だよりを目指している。

今回の視察で得たこれらの知見を今後の議会だよりに生かしていくよう、議会報編集委員会の中でもさらに議論を深めていきたい。

